

奈良県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十八年十月十二日次の表の上欄の者から申請のあった土地改良事業の施行を認可した。

平成二十八年十月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	事業名	地区名
銚立区農地改良組合 組合長 福角 敏彦	農業基盤整備事業	銚立地区